

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3326号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「職員健康課が、パワハラを行った責任職に、「パワハラを受け相談した職員の情報」を提供することができる旨の記載がある法令・通達・マニュアル等の文書」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3326号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	実施機関
3326	令和6年10月9日	令和6年10月23日	令和6年12月26日	令和7年1月24日	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3326	「職員健康課が、パワハラを行った責任職に、「パワハラを受け相談した職員の情報」を提供することができる旨の記載がある法令・通達・マニュアル等の文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示 不存在 （当該開示請求に係る行政文書について、職員健康課で受けた相談記録を他者に提供することの基準等を定めた文書は作成しておらず、保有していないため）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3326	<p>《職員健康課の事務について》 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき、職員の健康に関する面接指導、相談業務等を実施している。</p> <p>《本件審査請求文書について》 本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、総務局職員健康課（以下「職員健康課」という。）が、パワーハラスメントを行った責任職に、パワーハラスメントを受け相談した職</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>員の情報を提供することができる旨の記載がある法令、通達、マニュアル等の文書と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 職員健康課が職員の健康に関する面接指導、相談業務等を実施した場合、その面接指導、相談業務等において得た情報は、横浜市職員の健康情報等の取扱要綱（令和3年4月1日総職健第1490号。以下「要綱」という。）にのっとり適切に管理しているが、要綱には職員健康課がパワーハラスメントを行った責任職に、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を提供することができる旨の記載はない。</p> <p>(イ) 職員健康課の相談の中で、職場の人間関係について相談を受けることがあるが、それぞれの相談内容がパワーハラスメントに該当するかは職員健康課では判断しておらず、また、職員健康課への相談内容については、原則として、本人の同意がない限りは提供しない。</p> <p>(ウ) 横浜市職員ハラスメント防止ハンドブックには、職員健康課が、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を、パワーハラスメントを行ったとされる責任職の職員に提供することができる旨の記載はない。</p> <p>(エ) 横浜市職員ハラスメント対応指針にも、職員健康課が、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を、パワーハラスメントを行ったとされる責任職の職員に提供することができる旨の記載はない。</p> <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881